

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会について

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の第2章「障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策」の規定は、令和元年10月1日から施行されたところ。

第2章では相談で解決しない差別事象に対してあっせん等の手続きを定めているが、あっせん等を行う知事の附属機関として条例第15条に基づき「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」を新たに設置するもの。

1 目的

- ・障害者差別解消の推進に関する事項等を審議することを目的とするとともに、障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会（本県では平成28年8月に設置済み）の機能を有する。

2 条例設置の理由

- ・障害を理由とする差別や合理的配慮の不提供にかかる問題は、専門性や個別性が高く、その解消にあたっては、最新の裁判例や知識を取り入れた高度な判断や、公正な利害の調整をはかるために、各種専門家の衆知を集めて対応していく必要があるため、知事の附属機関としての位置づけが必要である。
- ・なお、平成31年3月末時点で同様の条例を有する30都道府県のうち、23であっせん等を行う附属機関が設置されている。
- ・委員会は、専門委員や部会を置くことができる。

3 委員（任期2年＝2019年10月11日～2021年10月10日）

- ①人数 = 20名
- ②構成 = 別添委員名簿のとおり

4 審議事項

- ①条例規定事務
 - ア：知事が諮問する障害者差別解消の推進に関する事項への調査審議
 - イ：障害者差別解消の推進等に関する事項に関して、知事への意見申述べ
 - ウ：申し立てがあった時にあっせんを行う。当該あっせんに伴い必要に応じて、関係者に説明等を求め、資料の提出を求めるなどの調査を行う。
 - エ：知事に対し、正当な理由なくあっせん案に従わない者等への勧告の求め
 - オ：その他（条例付則に規定する3年後の見直しに関する意見等）
- ②法規定事務
 - ア：差別事例等の情報共有化、事例等を踏まえた取組に関する協議

5 スケジュールについて

(1) 委員会の開催回数

原則年2回開催とする。

※ただし、あっせん事案が生じた場合などは臨時に部会を招集する。あっせんが生じた場合の具体的なあっせん案の検討は部会が行う。

(2) スケジュールについて

時期	委員会	内 容
2019年11月5日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none">・会長の選出について・条例の概要について
2020年3月	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none">・1年間の総括について・相談事例検討・2020年度の取組について
2020年6～7月	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none">・2020年度の取組について・相談事例検討・2019年度相談事案の公表について・障害者プランの見直しについて
2020年3月	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none">・1年間の総括について・相談事例検討・障害者プランの見直しについて